

令和6年度 プラチナアスリート強化支援事業補助金 補助対象経費一覧

令和6年4月1日

| 費目 | 主な内容 | 単価基準 | 補助対象とならない経費の例（※1） |
|----------|---|--|--|
| 謝金 | 練習及び合宿等の際の指導謝金 外部指導者（指導者資格等を有する者） | 1人1時間 10,000円以内 （但し1人1日 40,000円以内） | ○指導者謝金のうち、休憩時間帯等、直接指導に関わらない時間帯に支出した謝金 ○単価基準を超えて支払われた経費 |
| 旅費 | 本人及び事業に携わる者（※2）への旅費（交通費、宿泊費） 海外遠征費、国内遠征費（宿泊を伴わない練習会場への交通費含） 指導者招聘に係る旅費 | 実費 （但し国内宿泊費の上限は1人1泊15,000円とする（※3）） 【自家用車 旅費算出方法】 18円/km（別途有料道路料金） | ○NF（※4）等が負担し、補助対象者の自己負担が生じない旅費 ○補助対象者が立て替え払いし、後日NFから補助対象者に旅費の一部精算がされるもので、交付決定年度の2月末日までに清算がされない場合の当該旅費 |
| 消耗品費 | 消耗品 （トレーニング用のウェア、競技用のボール、シャトル等、サプリメント（JADA公認のものが望ましい）、コールドスプレー等） | 実費 （単価1個につき税込50,000円未満） | ○競技を実施する上で、必要不可欠と判断されるもの以外のもの ○競技用具を入れるバッグ等、競技や練習等で直接使用しないもの ○個人から購入したもの ○練習会・大会時の飲食代金 |
| | 競技用具修理費等 （競技用車いす等の修理、部品交換等） | 実費 | ○競技や練習等で直接使用しない用具の修理等 |
| 通信費 | 郵送料、配送料、競技用具運搬費等 | 実費 | ○電話料金、インターネット料金 ○個人に運搬を依頼した場合の経費 |
| 使用料及び賃借料 | 練習会場・会議室（付帯施設も含む）等の使用料 | 実費 | ○個人から借用した場合の使用料及び賃借料 |
| その他 | 大会参加料、NFが主催する強化合宿費（いずれも国内外は問わず） 医科学サポート費（運動能力測定等に係る費用、ケガに係る治療費、身体ケア（マッサージ等）に係る費用等） 海外遠征等で係る保険費用 | 実費 | ○業として営んでいない個人に依頼した場合の医科学サポート費 |
| | 競技中に使用する用具もしくは、競技力の向上につながる用具等の備品購入費（※5）（※6） | 実費 （但し電子機器及び医療機器は、購入金額の1/2補助対象） | ○備品としての条件を満たしていないもの |

- ※1 領収書の日付が2月中であっても、3月にかかる大会や合宿等の経費は計上できません
- ※2 介護者等、客観的に随行の必要性が認められる方とし、選手1人につき1名までとします。
- ※3 真にやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ※4 日本パラリンピック加盟競技団体をいいます。
- ※5 備品購入費の詳細は、別添チラシ参照。
- ※6 消耗品費に該当するものについては、消耗品として扱うこと。